

農業振興地域整備計画変更等理由書

山口農業振興地域整備計画

1 農業振興地域整備計画の変更理由

- ・経済事情の変動その他情勢の推移によるもの
 平成 25 年 3 月に計画全体を見直して以降、地域人口の増加・集中による住宅等の土地利用需要の増大等の経済事情の変動その他の情勢の推移により、農用地利用計画の一部を変更する必要が生じたため。

2 農用地利用計画の変更理由等

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等	
1	仁保下郷字上ノ原 10456 番 1	現況地目	畑	
		面積(a)	3.26	
		変更概要	除外	
		変更理由	非農家住宅	
		除外要件 適合状況	<p>①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。</p> <p>本件は、事業主体が申出人から土地を借り受け、非農家住宅とするため、農用地区域からの除外を申し出るもので、具体的な土地利用計画がなされており、かつ、規模も適当であることから、必要かつ適当であると判断できる。</p> <p>また、親族の所有する土地であり、将来的な生活利便性を確保するため、親の居住する仁保地域での建設が必要と認められることから、区域外の土地をもって代えることが困難であると認められる。</p>	
		<p>②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。</p> <p>地域計画の位置づけは無い。</p>		
		<p>③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。</p> <p>申出地は、周囲 2 辺相当が非農地（市道及び宅地）であり、今回の除外によって農用地区域内における集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと認められる。</p>		
		<p>④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること</p> <p>認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。</p>		
		<p>⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。</p> <p>施設等については、廃止・加工等をしないことから機能が維持され、支障はないと認められる。</p>		
		<p>⑥土地改良事業等完了後 8 年経過していること。</p> <p>土地改良事業等は施行されていない。</p>		

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
2	佐山前樋ノ口 491 番 1	現況地目	田
		面積(a)	7.64
		変更概要	除外
		変更理由	駐車場
		除外要件 適合状況	①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。 本件は、事業主体が申出人から土地を買い受け、近隣で経営する喫茶店の駐車場用地として除外の申出を行うもので、具体的な土地利用計画がなされており、かつ、規模も適当であることから、必要かつ適当であると判断できる。 なお、来客の利便性を考えた際に、周辺にこの条件を満たす土地は存在しないため、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。
			②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。 地域計画の位置づけは無い。
	③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。 申出地は、周囲2辺相当が非農地（宅地および市道）であり、また、隣接する農地との高低差を鑑みたときに、農地の連続性が低いことから、今回の除外によって農用地区域内における集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められる。		
	④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること 認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。		
	⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。 当該変更により、農用地の保全上必要な施設（農道・用排水路）は加工しないため、農用地区域内の第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼす恐れはない。		
	⑥土地改良事業等完了後8年経過していること。 土地改良事業等は施行されていない。		

番号	変更に係る土地の所在	項目	内容・概要等
3	阿知須宮ノ脇 1519 番 1	現況地目	田
		面積(a)	6.20
		変更概要	除外
		変更理由	車両置場
		除外要件 適合状況	①必要かつ適当であって、区域外土地をもって代えることが困難と認められること。 本件は、事業主体の所有する農地において、経営する自動車販売会社の車両置場とするために、農用地区域からの除外を申し出るもので、具体的な土地利用計画がなされており、かつ、規模も適当であることから、必要かつ適当であると判断できる。 また、事業主体の事務所周辺は農用地区域に囲まれて

	おり、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められる。
	②農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画の達成に支障がないと認められること。
	地域計画の位置づけは無い。
	③区域内における農用地の集団化、農業利用に支障がないと認められること。
	申出地は、周囲3辺相当が非農地（市道および宅地）であり、今回の除外によって農用地区域内における集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと認められる。
	④区域内における農用地の利用の集積に支障がないと認められること
	認定農業者等による農用地利用の集積はなく、支障がないと認められる。
	⑤区域内土地改良施設の機能に支障がないと認められること。
	施設等については、廃止・加工等をしないことから機能が維持され、支障はないと認められる。
	⑥土地改良事業等完了後8年経過していること。
	土地改良事業等は施行されていない。